

社会福祉法人長井市社会福祉協議会日常生活支援事業規程

令和2年12月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、介護保険サービス、障害福祉サービス等の公的制度の利用が困難な高齢者又は障がい者が、その有する能力を生かし、自立した生活を営むことができるよう、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が独自の支援事業として実施する日常生活支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象者は、身体又は精神に不安を持ち、在宅での日常生活に支障があり、支援（以下「サービス」という。）が必要であると法人が認めた者とする。

(サービスの種類)

第3条 事業で提供するサービスの種類は、次の各号に掲げるサービスとする。ただし、事業の対象者が介護保険の適用によって受けているサービスと重複するものを除く。

- (1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事に関すること。
- (2) 身体介助、通院介助等の身体介護に関すること。
- (3) その他必要と認められるサービス

(利用の申請)

第4条 サービスを受けようとする者又はその代理人は、会長に日常生活支援事業申請書（別紙1）を提出しなければならない。

(利用の決定)

第5条 会長は、前条に定める日常生活支援事業利用申請書を受理したときは、利用しようとする者の実態を調査した上で、利用の適否を決定する。

2 会長は、前項の規定により利用が適当と認めるときは、日常生活支援事業利用契約書（別紙2）により、利用に関する契約を締結する。

(利用料)

第6条 利用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の金額とする。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 30分未満 | 800円 |
| (2) 30分以上1時間未満 | 1,500円 |
| (3) 1時間以上30分増すごとに | 750円増 |

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 介護保険適用外日常生活援助事業規則（平成20年5月27日制定）及び軽度生活援助事業運営規則（平成12年12月14日制定）は、令和3年3月31日をもって廃止する。

日常生活支援事業利用申請書

社会福祉法人長井市社会福祉協議会会長 様

住 所
氏 名
利用者との関係

日常生活支援事業を利用したいので、社会福祉法人長井市社会福祉協議会日常生活支援事業規程第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

利用者	住 所				
	ふりがな			性 別	男 ・ 女
	氏 名				
	生年月日			電話番号	
家族構成	氏 名	続 柄	性 別	生年月日	職 業
		本人			
緊急時連絡先	氏 名	続 柄	自 宅 電話番号	勤 務 先 電話番号	備 考
利用者の心身の状況					
利用したいサービス内容					

日常生活支援事業利用契約書

_____ (以下「利用者」という。)と社会福祉法人長井市社会福祉協議会会長 (以下「事業者」という。)とは、社会福祉法人長井市社会福祉協議会日常生活支援事業規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、サービス提供に関し、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 この契約は、事業者が利用者に対し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供することを目的とする。

(契約の期間)

第 2 条 契約の期間は、契約締結の日から 1 年間とする。

2 契約満了日の 2 日前までに、利用者から事業者に対して解約の申し出がない場合は、この契約は同一の内容で更新されるものとし、以降も同様とする。

(サービス内容)

第 3 条 事業者は、利用者の居宅に事業者の職員 (以下「職員」という。)を派遣し、利用者の要望、心身の状況等を踏まえ、次の各号に掲げるサービスのうち必要なサービスを提供する。

- (1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事に関すること。
- (2) 身体介助、通院介助等の身体介護に関すること。
- (3) その他必要と認められるサービス

(利用料)

第 4 条 利用者は、サービスの利用料金として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の金額を支払うものとする。

- (1) 30 分未満 800 円
- (2) 30 分以上 1 時間未満 1,500 円
- (3) 1 時間以上 30 分増すごとに 750 円増

2 事業者は、利用者に対し当月の利用料金の合計額を翌月の 10 日まで利用者へ請求し、利用者は 20 日までに支払うものとする。

(解約等)

第 5 条 利用者は、事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 か月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができる。

3 事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。

(1) 利用者がサービス利用料金の支払いを 2 か月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合。ただし、やむを得ない特別な事情があると事業者が判断した場合はこの限りではない。

(2) 利用者又はその家族が、事業者や職員に対し、この契約を継続し難い背信行為を行った場合

4 次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約は終了するものとする。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第6条 事業者及び職員は、在職中及び退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供及び適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供については、あらかじめ利用者又はその家族から同意を得たものとして取り扱う。

(損害賠償)

第7条 事業者は、この契約に基づくサービスの提供に伴って、自己の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の心身の状況等を斟酌して損害賠償の割合を減じることができるものとする。

(苦情処理等)

第8条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービスに関する相談、苦情等に迅速かつ適切に対応する。

(協議事項)

第9条 この契約に定めのない事項については、利用者及び事業者双方が信義に従い誠実に協議して定めるものとする。

上記のとおり契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者双方が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

事業者	所在地	〒993-0001 山形県長井市館町北6番19号			
		電話番号	(0238) 88-3711	FAX	(0238) 88-3712
	事業者名	長井市社会福祉協議会			
	代表者名	長井市社会福祉協議会 会長			⑩

利用者	住所	〒			
		電話番号		FAX	
	氏名				⑩
代理人	住所	〒			
		電話番号		FAX	
	氏名				⑩